

令和4年度 奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末販売業者
選定・登録に関する説明書

奈良県立王寺工業高等学校（以下「本校」という。）の令和4年度入学生（以下「本校生徒」という。）への1人1台端末（以下「指定端末」という。）の販売業者の選定・登録については、以下のとおりとする。

1 選定・登録方法

別紙令和4年度 奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末仕様書に定める仕様に適合する端末を適合規格承認申請に基づき審査し、仕様に適合すると認められた端末及びその端末を申請した者を販売業者として選定・登録する。

2 選定に付する物品

指定端末本体、その他付属品一式

3 販売見込数量

本校生徒180名分。

なお、上記はあくまでも予定数量であり、登録業者は1者に限定するものではないこと、また、本校生徒は家電量販店等で購入することも可能であるため、契約後の販売数量を確約するものではない。

4 販売等の期間

(1) 販売期間

契約日以降ECサイトを開設した日から、令和4年8月31日まで。

(2) 修理等への対応期間

購入した本校生徒に端末を引き渡した日から、当該生徒が本校を卒業するまで。

(3) 購入した本校生徒が任意で保証契約を締結する場合の保証期間

購入した本校生徒に端末を引き渡した日から、令和7年3月31日まで。

5 参加資格

次に掲げる(1)から(10)までの条件をすべて満たした事業者のみが、この選定に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県立教育研究所が実施した1人1台端末の購入に関するRFIに応募した事業者、又は、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目B1「オフィス用品」に登録している者であること。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 金融機関の取引停止または差し押さえを受けていないこと。
- (9) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、またはそれらの利益となる活動を行う法人等で無いこと。
- (10) 下記8に掲げる1人1台端末販売にかかる販売業者の選定・登録申込書を提出した後、下記10の（5）に掲げる審査結果の通知日までの期間において、奈良県の競争入札について参加停止又は指名保留の措置をされていない者であること。

6 選定・登録の手続きにおいて使用する言語
日本語とする。

7 選定・登録に関する説明会について
開催しない。

8 選定・登録に関する質問及び回答

(1) 質問の提出期限

令和4年4月18日（月）午後4時必着

なお、受付は平日の午前9時から午後4時までとする。

また、期限を過ぎてから提出されたものは無効とする。

(2) 質問の提出方法

F A Xで提出されたもののみ受け付ける。

様式は任意とし、宛名は奈良県立王寺工業高等学校長とすること。

なお、F A X送信後、必ず電話により本校が受信したことを確認すること。この確認を行わなかったことにより、本校が質問を受信した否か確認できない場合は、その質問は無効となる。

(3) 提出先

下記 13 に記載の場所へ提出すること。

(4) 疑義照会

質問提出後、その内容について本校より疑義照会を行うことがある。この疑義照会に対し令和4年4月20日(水)午後4時までに回答がない場合は、その質問に対する回答は行わない。

(5) 質問への回答

令和4年4月22日(金)午後4時までに本校ホームページに掲載する。

なお、回答内容に対する再質問は受け付けしない。

9 参加申請書の提出について

(1) 参加申請書(様式1)の提出期限

令和4年4月28日(木)午後4時必着

なお、期限を過ぎてから提出されたものは無効とする。

(2) 参加申請書の提出方法

参加申請書ほか必要書類一式を入れた封筒を、配達記録や簡易書留など事後に追跡できる方法で郵送すること。

封筒には「王寺工業高等学校1人1台端末販売業者選定・登録にかかる参加申請書在中」と朱書きすること。

(3) 提出先

下記 13 に記載の場所へ提出すること。

(4) 疑義照会

参加申請書提出後、その内容について本校より疑義照会を行うことがある。この疑義照会に対し令和4年5月6日(金)午後4時までに回答がない場合は、その参加申請書は無効とする。

(5) 審査結果の通知

令和4年5月13日(金)午後4時までにF A Xで通知するとともに、別途原本を郵送する。

(6) その他

- ・ 参加申請書の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- ・ 提出された参加申請書は返却しない。

10 適合規格承認申請書の提出について

- (1) 適合規格承認申請書（様式2-1）の受付期限
令和4年5月20日（金）午後4時必着
なお、期限を過ぎてから到達したものは無効とする。
- (2) 適合規格承認申請書の提出方法
適合規格承認申請書ほか必要書類一式を入れた封筒を、配達記録や簡易書留など事後に追跡できる方法で郵送すること。
封筒の宛名は「奈良県立王寺工業高等学校長 木田富和」とし、「王寺工業高等学校1人1台端末販売業者選定・登録にかかる適合規格承認申請書在中」と朱書きすること。
- (3) 提出先
下記13に記載の場所へ提出すること。
- (4) 疑義照会
適合規格承認申請書提出後、その内容について本校より疑義照会を行うことがある。この疑義照会に対し令和4年5月26日（木）午後4時までには回答がない場合は、その適合規格承認申請は失格とする。
- (5) 審査結果の通知
令和4年5月31日（火）午後4時までにFAXで通知するとともに、別途原本を郵送する。
- (6) その他
 - ・ 適合規格承認申請書の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
 - ・ 提出された適合規格承認申請書は返却しない。

11 契約の締結

- (1) 契約書を作成し、本校及び適合規格申請に合格した者双方の記名押印により契約を締結する。契約条件は、別紙「奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末販売に関する契約書」（案）のとおりとする。
- (2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請け契約等にあたって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、本校が、本校との契約の相手方に対して下請け契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 その他

- ・ 参加者は、提出書類の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について代表者印を押印しておかなければならない。
- ・ 参加者は、その提出した書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ・ 提出された書類等に虚偽があることが事後に判明した場合は、審査結果にかかわらず失格とする場合がある。
- ・ 提出された書類は本校 1 人 1 台端末販売業者選定・登録に関する審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、選定の日程等を変更又は選定を中止することがある。
- ・ 適合規格承認申請書に販売を予定する端末の販売価格の記入を求めているが、これは本校が販売価格を事前に了知するためのものであり、審査の対象では無い。

13 書類の提出・問い合わせ先

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町3丁目6-1
奈良県立王寺工業高等学校 事務室
TEL 0745-72-4081
FAX 0745-32-9878